

## 目 次

## 津市規則

津市応急診療所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市美杉総合開発センター等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市美杉総合文化センター内多目的ホール及び会議施設に関する規則

津市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

## 津市告示

津市営住宅近傍同種の住宅の家賃

公示送達

放置自転車等の撤去及び保管

津市議会臨時会の招集

国民健康保険被保険者証の無効

認可地縁団体の告示事項の変更

公示送達

## 津市公告

津市公共下水道事業にかかる負担区

開発行為に係る工事の完了

平成26年1月分津市農用地利用集積計画の決定

差押財産の公売

※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市応急診療所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
をここに公布する。

平成 26 年 2 月 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

### 津市規則第 3 号

津市応急診療所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する  
規則

津市応急診療所の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 18 年津市規則  
第 117 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

|                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>「</p> <div><p>(1) 日曜日及び国民の祝日<br/>に関する法律（昭和 23<br/>年法律第 178 号）に規<br/>定する休日（以下「祝日<br/>法による休日」という。）<br/>（1 月 1 日を除く。）</p><p>(2) 1 月 2 日、8 月 14 日、<br/>同月 15 日及び 12 月 3<br/>1 日（歯科に限る。）</p></div> <p>」</p> | <p>を</p> <div><p>「</p><div><p>(1) 小児科<br/>日曜日及び国民の祝日<br/>に関する法律（昭和 23 年法<br/>律第 178 号）に規定する<br/>休日（以下「祝日法による<br/>休日」という。）（1 月 1<br/>日を除く。）</p><p>(2) 歯科<br/>祝日法による休日（当該<br/>日（5 月 3 日、同月 4 日及<br/>び同月 5 日を除く。）が日<br/>曜日に当たるとき及び 1 月<br/>1 日を除く。）並びに 1 月<br/>2 日、8 月 14 日、同月 1<br/>5 日及び 12 月 31 日</p></div><p>」</p></div> <p>に</p> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

改める。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

津市美杉総合開発センター等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 26 年 2 月 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

#### 津市規則第 4 号

津市美杉総合開発センター等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市美杉総合開発センター等の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 18 年津市規則第 70 号）の一部を次のとおり改正する。

題名を次のように改める。

津市美杉地域住民センターの設置及び管理に関する条例施行規則

第 1 条中「津市美杉総合開発センター等の設置及び管理に関する条例」を「津市美杉地域住民センターの設置及び管理に関する条例」に改める。

第 2 条中「開発センター等」を「美杉地域住民センター」に改める。

第 3 条中「開発センター等を」を「美杉地域住民センターを」に改め、「（開発センター等内図書館にあっては、午後 4 時 30 分）」を削り、同条ただし書中「開発センター等」を「美杉地域住民センター」に改める。

第 4 条中「開発センター等の」を「美杉地域住民センターの」に、「美杉総合開発センター等使用（使用変更）許可申請書」を「美杉地域住民センター使用（使用変更）許可申請書」に改める。

第 5 条中「美杉総合開発センター等使用（使用変更）許可書」を「美杉地域住民センター使用（使用変更）許可書」に改める。

第 6 条中「開発センター等」を「美杉地域住民センター」に改める。

第 7 条中「開発センター等の」を「美杉地域住民センターの」に、「美杉総合開発センター等使用許可取消届」を「美杉地域住民センター使用許可取消届」に改める。

第 8 条第 1 項中「開発センター等」を「美杉地域住民センター」に改める。

第 9 条中「美杉総合開発センター等使用料減免申請書」を「美杉地域住民センター使用料減免申請書」に改める。

第 10 条第 2 項中「美杉総合開発センター等使用料還付申請書」を「美杉地域住民センター使用料還付申請書」に改める。

第12条、第14条、第15条第1項及び第3項、第16条並びに第17条第1号から第3号までの規定中「開発センター等」を「美杉地域住民センター」に改める。

第18条第1項中「美杉総合開発センター等指定管理者指定申請書」を「美杉地域住民センター指定管理者指定申請書」に改める。

第19条中「開発センター等の」を「美杉地域住民センターの」に、「美杉総合開発センター等使用料減免申請書」を「美杉地域住民センター使用料減免申請書」に、「美杉総合開発センター等利用料金減免申請書」を「美杉地域住民センター利用料金減免申請書」に、「美杉総合開発センター等使用料還付申請書」を「美杉地域住民センター使用料還付申請書」に、「美杉総合開発センター等利用料金還付申請書」を「美杉地域住民センター利用料金還付申請書」に、「あて先」を「宛先」に改める。

第20条中「開発センター等」を「美杉地域住民センター」に改める。

第1号様式（その1）中「美杉総合開発センター等使用（使用変更）許可申請書（和室、洋室及び調理室用）」を「美杉地域住民センター使用（使用変更）許可申請書（和室、洋室及び調理室用）」に、「あて先」を「宛先」に改める。

第1号様式（その2）中「美杉総合開発センター等使用（使用変更）許可申請書（地域医療用施設用）」を「美杉地域住民センター使用（使用変更）許可申請書（地域医療用施設用）」に、「あて先」を「宛先」に改める。

第2号様式（その1）中「美杉総合開発センター等使用（使用変更）許可書（和室、様式及び調理室用）」を「美杉地域住民センター使用（使用変更）許可書（和室、洋室及び調理室用）」に改める。

第2号様式（その2）中「美杉総合開発センター等使用（使用変更）許可書（地域医療用施設用）」を「美杉地域住民センター使用（使用変更）許可書（地域医療用施設用）」に改める。

第3号様式（その1）中「美杉総合開発センター等使用許可取消届（和室、洋室及び調理室用）」を「美杉地域住民センター使用許可取消届（和室、洋室及び調理室用）」に、「あて先」を「宛先」に改める。

第3号様式（その2）中「美杉総合開発センター等使用許可取消届（地域医療用施設用）」を「美杉地域住民センター使用許可取消届（地域医療用施設用）」に、「あて先」を「宛先」に改める。

第4号様式中「美杉総合開発センター等使用料減免申請書」を「美杉地域住民センター使用料減免申請書」に、「あて先」を「宛先」に改める。

第5号様式中「美杉総合開発センター等使用料還付申請書」を「美杉地域住民センター使用料還付申請書」に、「あて先」を「宛先」に改める。

第6号様式中「美杉総合開発センター等指定管理者指定申請書」を「美杉地域住民センター指定管理者指定申請書」に、「あて先」を「宛先」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に改正前の津市美杉総合開発センター等の設置及び管理に関する条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれ改正後の津市美杉地域住民センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

津市美杉総合文化センター内多目的ホール及び会議施設に関する規則をここに公布する。

平成26年2月5日

津市長 前 葉 泰 幸

## 津市規則第5号

津市美杉総合文化センター内多目的ホール及び会議施設に関する規則  
(趣旨)

第1条 この規則は、津市美杉総合文化センターの設置及び管理に関する条例(平成25年津市条例第46号。以下「条例」という。)第16条の規定に基づき、津市美杉総合文化センター(以下「センター」という。)内多目的ホール及び会議施設(以下「多目的ホール等」という。)の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第2条 多目的ホール等の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、市長がセンターの管理上特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(使用時間)

第3条 多目的ホール等を使用することができる時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長がセンターの管理上特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(使用許可の申請)

第4条 条例第5条第1項の規定により多目的ホール等の使用許可を受けようとする者は、使用しようとする日の6月前の日から当日までの間に、多目的ホール・会議施設使用(使用変更)許可申請書(第1号様式。以下「許可申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

(使用許可)

第5条 市長は、前条の規定による申請により使用を許可したときは、多目的ホール・会議施設使用(使用変更)許可書(第2号様式。以下「許可書」という。)を交付するものとする。

(使用許可の変更)

第6条 多目的ホール等の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、

使用許可の内容を変更しようとするときは、許可申請書に許可書を添えて市長に提出し、その許可を受けなければならない。

（使用許可の取消し）

第7条 使用者は、多目的ホール等の使用許可の取消しを受けようとするときは、多目的ホール・会議施設使用許可取消届（第3号様式）に許可書を添えて市長に提出しなければならない。

（引続使用の制限）

第8条 多目的ホール等の施設及び設備器具は、引き続き6日を超えて使用することができない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（使用料の減免申請）

第9条 条例第8条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、多目的ホール・会議施設使用料減免申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（使用料の還付）

第10条 条例第9条ただし書の規定による使用料の還付については、次に定めるところによるものとする。

(1) 条例第9条第1号の規定に該当するときは、既納の使用料の全額を還付する。

(2) 条例第9条第2号の規定に該当するときは、既納の使用料の5割の額を還付する。ただし、使用しようとする日の7日前までに使用許可の取消しを届け出たときは、既納の使用料の全額を還付する。

2 前項に規定する使用料の還付を受けようとする者は、多目的ホール・会議施設使用料還付申請書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（入場の制限）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を拒否し、又は退場させることができる。

(1) 感染症の疾病のある者

(2) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある物品又は動物の類を携帯する者

(3) その他管理上支障があると認められる者

（遵守事項）

第12条 使用者その他センターを利用する者（以下「使用者等」という。）

は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) センター内外の秩序を保つため、入場者の整理等に必要な人員を配置し、又はこれに対し協力すること。
- (2) 入場人員は、収容定数を超えないこと。
- (3) 許可なくして所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (4) 許可を受けた施設及び設備器具以外のものを使用しないこと。
- (5) 許可なくして物品の展示若しくは販売をし、又は募金等の行為をしないこと。
- (6) 許可なくして張り紙をし、又はくぎ類を打たないこと。
- (7) 許可なくして所定の場所以外へ立ち入らないこと。
- (8) 他人に危害及び迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (9) その他管理上必要な指示に従うこと。

(届出)

第 13 条 使用者等は、施設、設備器具等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(職員の立入り)

第 14 条 市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、使用中の施設に職員を立ち入らせることができる。

(職員)

第 15 条 センターに館長その他必要な職員を置くことができる。

(職務権限)

第 16 条 前条に規定する職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 館長 上司の命を受けて多目的ホール等その他センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- (2) その他の職員 上司の命を受けて多目的ホール等その他センターの事務を処理する。

(委任)

第 17 条 この規則に定めるもののほか、多目的ホール等の管理及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式（第4条、第6条関係）

多目的ホール・会議施設使用（使用変更）許可申請書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 団体名

氏 名（代表者）

電 話

次のとおり多目的ホールを使用したいので申請します。  
会議施設を使用変更

|                                                  |                                            |       |      |
|--------------------------------------------------|--------------------------------------------|-------|------|
| 使 用 日 時                                          | 年 月 日（ 曜）午 前後 時 分から<br>年 月 日（ 曜）午 前後 時 分まで |       |      |
| 行 事 名                                            |                                            |       |      |
| 使 用 目 的                                          |                                            |       |      |
| 入 場 予 定 人 員                                      |                                            | 対 象 者 |      |
| 準 備 時 間                                          | 年 月 日（ 曜）午 前後 時 分から午 前後 時 分まで              |       |      |
| 撤 去 時 間                                          | 年 月 日（ 曜）午 前後 時 分から午 前後 時 分まで              |       |      |
| 使 用 責 任 者 の<br>住 所 及 び 氏 名                       |                                            |       |      |
| 使 用 す る 施 設<br>〔使用する施設を○<br>で囲んでください。〕           | 多目的ホール 楽屋 シャワー室<br>-----<br>会議室1 会議室2      |       |      |
| 使 用 す る 設 備 器 具<br>〔使用する設備器具<br>を○で囲んでくだ<br>さい。〕 | 舞台（電動式） 客席（電動式） 照明設備<br>音響設備 画像設備 電源コンセント  |       |      |
| 冷 房                                              | 要 不要                                       | 暖 房   | 要 不要 |
| 持 込 器 具 等                                        |                                            |       |      |
| 入 場 料 等 の 徴 収                                    | 有（ 円） 無                                    |       |      |

※ 次の欄は、記入しないでください。

|           |           |               |     |
|-----------|-----------|---------------|-----|
| 使 用 料     | 施 設 使 用 料 | 設 備 器 具 使 用 料 | 合 計 |
|           | 円         | 円             | 円   |
| 許 可 条 件 等 |           |               |     |

第2号様式（第5条―第7条関係）

（表）

多目的ホール・会議施設使用（使用変更）許可書

津市指令（記号番号）

年 月 日

（氏 名）様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付けで申請のあった多目的ホール 使用  
会 議 施 設 の 使用変更 について、次のとおり許可します。

|                                           |                                            |
|-------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 使 用 日 時                                   | 年 月 日（ 曜）午 前後 時 分から<br>年 月 日（ 曜）午 前後 時 分まで |
| 行 事 名                                     |                                            |
| 使 用 目 的                                   |                                            |
| 入 場 予 定 人 員                               | 対 象 者                                      |
| 準 備 時 間                                   | 年 月 日（ 曜）午 前後 時 分から 午後 時 分まで               |
| 撤 去 時 間                                   | 年 月 日（ 曜）午 前後 時 分から 午後 時 分まで               |
| 使用責任者の住所及び氏名                              |                                            |
| 使用する施設<br>〔使用する施設を○<br>で囲んでください。〕         | 多目的ホール 楽屋 シャワー室<br>会議室 1 会議室 2             |
| 使用する設備器具<br>〔使用する設備器具<br>を○で囲んでくだ<br>さい。〕 | 舞台（電動式） 客席（電動式） 照明設備<br>音響設備 画像設備 電源コンセント  |
| 冷 房                                       | 要 不要 暖 房 要 不要                              |
| 持 込 器 具 等                                 |                                            |
| 入 場 料 等 の 徴 収                             | 有（ 円） 無                                    |
| 許 可 条 件 等                                 |                                            |

※ 使用上の注意については、裏面を御覧ください。

(裏)

使 用 者 心 得

- 1 使用開始の前には、許可書を事務室へ提出してください。
- 2 許可なくして所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないでください。
- 3 許可を受けた施設及び設備器具以外のものを使用しないでください。
- 4 許可なくして所定の場所以外へ立ち入らないでください。
- 5 施設、設備器具等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに事務室へ連絡してください。
- 6 非常時に備えて使用責任者の方は、非常口の場所、誘導方法等をあらかじめ確認してください。
- 7 使用を終わったときは、係員に連絡してください。
- 8 その他係員の指示に従ってください。

第3号様式（第7条関係）

多目的ホール・会議施設使用許可取消届

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 団体名

氏 名（代表者）

電 話

次のとおり 多目的ホール 会議施設 の使用許可の取消しを受けたいので、許可書を添えて  
届け出ます。

|                                                             |                                                                                                                |
|-------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 消 し に 係 る 使 用 日 時                                         | 年 月 日（ 曜）午 前後<br>年 月 日（ 曜）午 前後<br>時 分から<br>時 分まで                                                               |
| 取 消 し に 係 る 行 事 名                                           |                                                                                                                |
| 取 消 し に 係 る 施 設<br>（取消しを受けようとする<br>施設を○で囲んでくだ<br>さい。）       | 多目的ホール                      楽屋                      シャワー室<br>-----<br>会議室 1                              会議室 2 |
| 取 消 し に 係 る 設 備 器 具<br>（取消しを受けようとする<br>設備器具を○で囲んでく<br>ださい。） | 舞台（電動式）              客席（電動式）              照明設備<br>音響設備                      画像設備                      電源コンセント  |
| 使 用 許 可 年 月 日<br>及 び 許 可 番 号                                |                                                                                                                |
| 取 消 し を 受 け よ う と<br>す る 理 由                                |                                                                                                                |

第4号様式（第9条関係）

多目的ホール・会議施設使用料減免申請書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 団体名

氏 名（代表者）

電 話

次のとおり 多目的ホール 減 額  
会 議 施 設 の使用料の 免 除 を受けたいので申請します。

|                                           |                                |                |
|-------------------------------------------|--------------------------------|----------------|
| 使 用 日 時                                   | 年 月 日（ 曜）午 前後<br>年 月 日（ 曜）午 前後 | 時 分から<br>時 分まで |
| 行 事 名                                     |                                |                |
| 使 用 目 的                                   |                                |                |
| 使 用 す る 施 設<br>〔使用する施設を○<br>で囲んでください。〕    | 多目的ホール                         | 楽屋 シャワー室       |
|                                           | 会議室 1                          | 会議室 2          |
| 使用する設備器具<br>〔使用する設備器<br>具を○で囲んで<br>ください。〕 | 舞台（電動式）                        | 客席（電動式） 照明設備   |
|                                           | 音響設備                           | 画像設備 電源コンセント   |
| 冷 房                                       | 要 不要                           | 暖 房 要 不要       |
| 減 免 申 請 の 理 由                             |                                |                |

※ 次の欄は、記入しないでください。

| 使 用 料 | 減 免 率 | 減 免 金 額 | 差 引 使 用 料 | 備 考 |
|-------|-------|---------|-----------|-----|
| 円     | %     |         | 円         |     |

第5号様式（第10条関係）

多目的ホール・会議施設使用料還付申請書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 団体名

氏 名（代表者）

電 話

次のとおり 多目的ホール 会議施設 の使用料の還付を受けたいので申請します。

|                                       |                                           |     |       |
|---------------------------------------|-------------------------------------------|-----|-------|
| 還付の対象となる<br>使用日時                      | 年 月 日（曜）午 前後 時から<br>年 月 日（曜）午 前後 時まで      |     |       |
| 還付対象施設<br>（還付の対象となる施設を○で囲んでください。）     | 多目的ホール 楽屋 シャワー室                           |     |       |
|                                       | 会議室 1 会議室 2                               |     |       |
| 還付対象設備器具<br>（還付の対象となる設備器具を○で囲んでください。） | 舞台（電動式） 客席（電動式） 照明設備<br>音響設備 画像設備 電源コンセント |     |       |
| 冷 房                                   | 要 不要                                      | 暖 房 | 要 不要  |
| 既納の使用料                                | 納付年月日                                     |     | 年 月 日 |
|                                       | 納付金額                                      |     | 円     |
| 還付申請の理由                               |                                           |     |       |

※ 次の欄は、記入しないでください。

| 納付金額 | 還付金額 | 備考 |
|------|------|----|
| 円    | 円    |    |

津市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 26 年 2 月 12 日

津市長 前 葉 泰 幸

#### 津市規則第 6 号

津市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 20 年津市規則第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中第 17 号を削り、第 18 号を第 17 号とし、第 19 号を第 18 号とし、第 20 号を第 19 号とする。

別表武道場の項を削る。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

津市告示第 1 6 号

津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 1 5 号）  
第 1 6 条第 2 項及び津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 1  
8 年津市規則第 2 0 3 号）第 1 4 条第 1 項の規定に基づき、平成 2 6 年度の津  
市市営住宅の近傍同種の住宅の家賃を次のとおり定めたので告示する。

平成 2 6 年 2 月 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

| 市 営 住 宅 の 名 称 | 近傍同種の住宅の家賃    |
|---------------|---------------|
| 白塚団地 1 号館     | 3 2 , 4 0 0 円 |
| 白塚団地 2 号館     | 3 2 , 4 0 0 円 |
| 白塚団地 3 号館     | 3 2 , 6 0 0 円 |
| 白塚団地 4 号館     | 3 8 , 0 0 0 円 |
| 白塚団地 5 号館     | 3 8 , 6 0 0 円 |
| 一身田アパート 1     | 3 7 , 8 0 0 円 |
| 一身田アパート 2     | 3 7 , 8 0 0 円 |
| 上浜六丁目住宅       | 7 , 9 0 0 円   |
| 旭町 C B アパート   | 1 3 , 1 0 0 円 |
| 下部田簡耐住宅       | 8 , 2 0 0 円   |
| 大井アパート        | 2 4 , 4 0 0 円 |
| 大井住宅 1        | 3 7 , 8 0 0 円 |
| 大井住宅 2        | 3 7 , 8 0 0 円 |
| 大井住宅 3        | 3 8 , 3 0 0 円 |
| 大井住宅 4        | 3 8 , 3 0 0 円 |
| 大井住宅 5        | 3 8 , 8 0 0 円 |
| 大井住宅 6        | 3 9 , 8 0 0 円 |
| 大井住宅 7        | 3 9 , 6 0 0 円 |
| 大井住宅 8        | 3 9 , 6 0 0 円 |
| 高洲町アパート 1 号館  | 1 4 , 9 0 0 円 |
| 高洲町アパート 2 号館  | 1 7 , 4 0 0 円 |
| 高洲町アパート 3 号館  | 2 2 , 6 0 0 円 |

|              |          |
|--------------|----------|
| 高洲町アパート 4 号館 | 24,400 円 |
| 高洲町アパート 5 号館 | 24,400 円 |
| 高洲住宅 1       | 39,700 円 |
| 高洲住宅 2       | 39,700 円 |
| 高洲住宅 3       | 40,700 円 |
| 高洲住宅 4       | 40,500 円 |
| 新町 2 号館アパート  | 16,600 円 |
| 新町 3 号館アパート  | 14,600 円 |
| 新町 4 号館アパート  | 14,600 円 |
| 千鳥アパート       | 41,800 円 |
| 阿漕簡耐住宅       | 11,600 円 |
| 阿漕 B 住宅      | 9,600 円  |
| 阿漕 C 住宅      | 9,600 円  |
| 阿漕 1 号館アパート  | 13,800 円 |
| 阿漕 2 号館アパート  | 14,600 円 |
| 南阿漕 1 号館     | 27,500 円 |
| 南阿漕 2 号館     | 30,900 円 |
| 朝汐 1 号館アパート  | 11,800 円 |
| 朝汐 2 号館アパート  | 12,800 円 |
| 朝汐 3 号館アパート  | 13,400 円 |
| 藤水団地 1 号館    | 40,500 円 |
| 藤水団地 2 号館 1  | 38,900 円 |
| 藤水団地 2 号館 2  | 43,600 円 |
| 上弁財団地 1 号館   | 48,500 円 |
| 上弁財団地 2 号館 1 | 48,900 円 |
| 上弁財団地 2 号館 2 | 40,300 円 |
| ぜにやま団地 1 号館  | 10,600 円 |
| ぜにやま団地 2 号館  | 11,700 円 |
| ぜにやま団地 3 号館  | 11,400 円 |
| ぜにやま団地 4 号館  | 12,700 円 |
| ぜにやま団地 5 号館  | 12,200 円 |
| ぜにやま団地 6 号館  | 14,000 円 |
| ぜにやま団地 7 号館  | 14,500 円 |

|               |              |
|---------------|--------------|
| ぜにやま団地 8 号館   | 1 4, 9 0 0 円 |
| ぜにやま団地 9 号館   | 1 5, 5 0 0 円 |
| ぜにやま団地 1 0 号館 | 1 5, 5 0 0 円 |
| ぜにやま団地 1 1 号館 | 1 5, 5 0 0 円 |
| ぜにやま団地 1 2 号館 | 1 7, 0 0 0 円 |
| ぜにやま団地 1 3 号館 | 2 1, 6 0 0 円 |
| ぜにやま団地 1 4 号館 | 2 1, 8 0 0 円 |
| ぜにやま団地 1 5 号館 | 2 3, 6 0 0 円 |
| ぜにやま団地 1 6 号館 | 2 4, 4 0 0 円 |
| ぜにやま団地 1 7 号館 | 2 7, 4 0 0 円 |
| ぜにやま団地 1 8 号館 | 2 7, 4 0 0 円 |
| ぜにやま団地 1 9 号館 | 2 6, 4 0 0 円 |
| 垂水 D 住宅       | 9, 0 0 0 円   |
| 藤方団地 1 号館     | 2 8, 1 0 0 円 |
| 藤方団地 2 号館     | 2 9, 3 0 0 円 |
| 藤方団地 3 号館     | 2 9, 5 0 0 円 |
| 藤方団地 4 号館     | 2 8, 4 0 0 円 |
| 城山アパート        | 1 0, 8 0 0 円 |
| 西城山 1 号館アパート  | 1 4, 7 0 0 円 |
| 西城山 2 号館アパート  | 1 4, 7 0 0 円 |
| 西城山 3 号館アパート  | 1 5, 1 0 0 円 |
| 西城山 4 号館アパート  | 1 5, 1 0 0 円 |
| 西城山 5 号館アパート  | 1 5, 0 0 0 円 |
| 西城山 6 号館アパート  | 1 5, 0 0 0 円 |
| 小森団地 1 号館     | 4 4, 2 0 0 円 |
| 小森団地 2 号館     | 4 1, 1 0 0 円 |
| 高茶屋住宅         | 8, 8 0 0 円   |
| 里ノ上 A 住宅      | 8, 3 0 0 円   |
| 里ノ上 B 住宅      | 8, 4 0 0 円   |
| 雲出 1 号館 1     | 6 9, 4 0 0 円 |
| 雲出 1 号館 2     | 6 5, 1 0 0 円 |
| 雲出 1 号館 3     | 6 4, 5 0 0 円 |
| 雲出 1 号館 4     | 6 4, 5 0 0 円 |

|           |                 |
|-----------|-----------------|
| 雲出 1 号館 5 | 6 6 , 8 0 0 円   |
| 雲出 2 号館 1 | 7 1 , 2 0 0 円   |
| 雲出 2 号館 2 | 6 6 , 6 0 0 円   |
| 雲出 2 号館 3 | 6 5 , 9 0 0 円   |
| 雲出 2 号館 4 | 6 6 , 6 0 0 円   |
| 雲出 2 号館 5 | 6 5 , 9 0 0 円   |
| 雲出 2 号館 6 | 6 8 , 3 0 0 円   |
| 雲出 2 号館 7 | 7 1 , 2 0 0 円   |
| 野村団地      | 1 0 , 7 0 0 円   |
| 野村東団地     | 1 0 , 1 0 0 円   |
| 相川団地      | 1 2 , 3 0 0 円   |
| 森団地 1     | 8 , 1 0 0 円     |
| 森団地 2     | 8 , 6 0 0 円     |
| 森団地 3     | 1 1 , 7 0 0 円   |
| 森団地 4     | 1 2 , 0 0 0 円   |
| 森団地 5     | 8 , 6 0 0 円     |
| 森団地 6     | 1 4 , 7 0 0 円   |
| 森団地 7     | 1 3 , 2 0 0 円   |
| 森団地 8     | 1 4 , 7 0 0 円   |
| 中町団地 A    | 2 6 , 2 0 0 円   |
| 中町団地 B    | 2 8 , 2 0 0 円   |
| 相川西団地 A   | 2 7 , 8 0 0 円   |
| 相川西団地 B   | 3 5 , 5 0 0 円   |
| 明神団地      | 3 6 , 2 0 0 円   |
| 北口団地 A    | 3 6 , 1 0 0 円   |
| 北口団地 B    | 3 8 , 9 0 0 円   |
| 桃里団地 A    | 4 2 , 7 0 0 円   |
| 桃里団地 B    | 4 9 , 8 0 0 円   |
| 桃里団地 C    | 4 4 , 2 0 0 円   |
| 桃里団地 D 1  | 1 0 2 , 8 0 0 円 |
| 桃里団地 D 2  | 8 4 , 6 0 0 円   |
| 桃里団地 D 3  | 8 4 , 8 0 0 円   |
| 桃里団地 D 4  | 1 0 1 , 7 0 0 円 |

|               |              |
|---------------|--------------|
| 中別保住宅         | 9, 5 0 0 円   |
| 青木団地 1        | 1 6, 3 0 0 円 |
| 青木団地 2        | 1 7, 8 0 0 円 |
| 藤ヶ丘団地 1       | 2 8, 3 0 0 円 |
| 藤ヶ丘団地 2       | 2 8, 9 0 0 円 |
| 殿町住宅          | 3 7, 4 0 0 円 |
| 新横山住宅         | 3 7, 8 0 0 円 |
| 美里第 1 住宅 A 棟  | 3 3, 2 0 0 円 |
| 美里第 1 住宅 B 棟  | 3 3, 2 0 0 円 |
| 美里第 2 住宅 1 号館 | 1 7, 5 0 0 円 |
| 美里第 2 住宅 2 号館 | 1 7, 5 0 0 円 |
| 片野団地 A 棟      | 3 6, 2 0 0 円 |
| 片野団地 B 棟      | 3 6, 2 0 0 円 |
| 新沢田団地         | 1 6, 5 0 0 円 |
| 奥津団地          | 5, 4 0 0 円   |
| 下之川団地         | 5, 1 0 0 円   |

津市告示第 1 7 号

下記の者の差押調書（謄本）、配当計算書（謄本）、充当通知書及び国民健康保険料督促状は、住所居所不明のため、送達することができないので、国民健康保険法（昭和 1 3 年法律第 6 0 号）第 7 8 条により準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市健康福祉部保険医療助成課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成 2 6 年 2 月 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

| 送達を受けるべき者の住所                 | 送達を受けるべき者           | 送達を受けるべき<br>文書                    |
|------------------------------|---------------------|-----------------------------------|
| 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇<br>〇〇〇〇〇〇 | 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇<br>〇〇  | 差押調書（謄本）、配<br>当計算書（謄本）及<br>び充当通知書 |
| 〇〇〇〇                         | 〇〇〇 〇〇              | 平成 2 5 年度国民健<br>康保険料督促状           |
| 〇〇                           | 〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇<br>〇〇〇〇 | 平成 2 5 年度国民健<br>康保険料督促状           |
| 〇〇〇〇〇〇〇〇                     | 〇〇 〇〇               | 差押調書（謄本）、配<br>当計算書（謄本）及<br>び充当通知書 |
| 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇           | 〇〇 〇〇               | 差押調書（謄本）                          |

津市告示第 18 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項の規定に基づき撤去し、保管している自転車等について、同条例第 16 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 26 年 2 月 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

| 放置されていた場所        | 台数 | 撤去した年月日          |
|------------------|----|------------------|
| 栗真中山町地内          | 2  | 平成 26 年 1 月 8 日  |
| 白塚町地内            | 1  | 平成 26 年 1 月 14 日 |
| 広明町地内            | 1  | 平成 26 年 1 月 14 日 |
| 桜田町地内            | 1  | 平成 26 年 1 月 14 日 |
| 津新町駅周辺自転車等放置禁止区域 | 3  | 平成 26 年 1 月 16 日 |
| 津駅周辺自転車等放置禁止区域   | 1  | 平成 26 年 1 月 17 日 |
| 津新町駅周辺自転車等放置禁止区域 | 1  | 平成 26 年 1 月 21 日 |
| 江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域 | 1  | 平成 26 年 1 月 23 日 |
| 白塚町地内            | 1  | 平成 26 年 1 月 23 日 |
| 津駅周辺自転車等放置禁止区域   | 1  | 平成 26 年 1 月 24 日 |
| 津駅周辺自転車等放置禁止区域   | 1  | 平成 26 年 1 月 27 日 |
| 久居新町地内           | 3  | 平成 26 年 1 月 30 日 |
| 高茶屋地内            | 6  | 平成 26 年 1 月 30 日 |
| 津駅周辺自転車等放置禁止区域   | 1  | 平成 26 年 1 月 31 日 |

2 保管期間

告示の日から 90 日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

059-222-6307

津市告示第 19 号

平成 26 年第 1 回津市議会臨時会を次のとおり招集する。

平成 26 年 2 月 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 招集の日

平成 26 年 2 月 13 日

2 招集の場所

津市議会議事堂

3 会議の事件

- (1) 議長の選挙
- (2) 副議長の選挙
- (3) 議会運営委員の選任
- (4) 常任委員の選任
- (5) 専決処分の承認について
- (6) 専決処分の報告について
- (7) 専決処分の報告について
- (8) 専決処分の報告について
- (9) 専決処分の報告について
- (10) 専決処分の報告について
- (11) 専決処分の報告について
- (12) 専決処分の報告について

津市告示第 20 号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

平成 26 年 2 月 10 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

国民健康保険被保険者証

| 記号番号    | 交付年月日            | 無効となった日          |
|---------|------------------|------------------|
| 0102716 | 平成 25 年 10 月 1 日 | 平成 26 年 1 月 14 日 |
| 9225553 | 平成 25 年 10 月 1 日 | 平成 26 年 1 月 10 日 |

津市告示第 2 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 9 年津市告示第 1 6 9 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 6 年 2 月 1 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

三多気区

三重県津市美杉町三多気 3 9 0 番地

代表者 西 村 哲 夫

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

|     |                                |
|-----|--------------------------------|
| 変更前 | 滝谷芳照<br>三重県津市美杉町三多気 5 0 8 番地   |
| 変更後 | 西村哲夫<br>三重県津市美杉町三多気 2 6 3 番地 2 |

3 変更の理由及び年月日

通常総会において、平成 2 6 年 1 月 1 2 日から新任

津市告示第 22 号

下記の者の平成 25 年度固定資産税・都市計画税納税通知書は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部資産税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成 26 年 2 月 10 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

| 送達を受けるべき者の住所     | 送達を受けるべき者 |
|------------------|-----------|
| 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 | 〇〇 〇〇〇    |

津市公告第 1 6 号

津市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 2 号）第 3 条第 2 項の規定により、負担区の名称、区域及び地積を次のとおり公告します。

平成 2 6 年 2 月 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

| 負担区の名称                    | 区域                          | 地積             |
|---------------------------|-----------------------------|----------------|
| 津第 3 － 3 処理分区<br>第 1 負担区  | 高茶屋小森町の一部                   | 112, 400平方メートル |
| 津第 4 処理分区<br>第 1 負担区      | 城山一丁目の一部                    | 31, 000平方メートル  |
| 津第 5 処理分区<br>第 2 負担区      | 藤方の一部                       | 4, 300平方メートル   |
| 津第 5 処理分区<br>第 5 負担区      | 半田の一部                       | 24, 700平方メートル  |
| 木造分担区                     | 木造町の一部                      | 3, 300平方メートル   |
| 一志第 3 － 3 処理分区<br>第 1 分担区 | 一志町井関の一部、一志町高野の一部           | 31, 000平方メートル  |
| 一志町第 3 － 1 処理分区負担区        | 一志町庄村の一部、一志町田尻の一部           | 45, 000平方メートル  |
| 一志町第 4 － 1 処理分区負担区        | 一志町片野の一部、一志町小山の一部、一志町新沢田の一部 | 33, 000平方メートル  |
| 一志町第 4 － 2 処理分区負担区        | 一志町八太の一部                    | 6, 000平方メートル   |

津市公告第 17 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 26 年 2 月 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日  
平成 26 年 2 月 4 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
津市久居野村町字生子 890 番 2 ほか 5 筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
松阪市春日町三丁目 176 番地 34  
株式会社リアルジャパン  
代表取締役 高橋 栄

津市公告第 18 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、津市農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 26 年 2 月 10 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市公告第 19 号

下記のとおり差押財産の公売を行いますので、国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 95 条及び第 99 条の規定の例により公告します。

平成 26 年 2 月 13 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

別紙のとおり

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

|                                  |                                                                                                                                                                |                                          |                         |              |  |
|----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|-------------------------|--------------|--|
| 公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告            |                                                                                                                                                                |                                          |                         |              |  |
| 公 売 日 時                          | 公売参加申込期間                                                                                                                                                       | 平成26年2月13日 13時00分 から 平成26年2月25日 23時00分まで |                         |              |  |
|                                  | 入 札 期 間                                                                                                                                                        | 平成26年3月4日 13時00分 から 平成26年3月6日 23時00分まで   |                         |              |  |
| 公 売 の 場 所                        | ヤフー株式会社提供する公売に関するインターネットオークションシステム上                                                                                                                            |                                          |                         |              |  |
| 公 売 の 方 法                        | 期間競り売り（別紙に記載する売却区分ごとに売却する。）                                                                                                                                    |                                          |                         |              |  |
| 最高価申込者の決定の日時                     | 平成26 年3月7日                                                                                                                                                     | 10時00分                                   | 最 高 価 申 込 者 の 決 定 の 場 所 | 津市役所政策財務部収税課 |  |
| 売却決定の日時                          | 平成26 年3月7日                                                                                                                                                     | 17時00分                                   | 売却決定の場所                 | 津市役所政策財務部収税課 |  |
| 買 受 代 金 の 期 限                    | 平成26 年3月14日                                                                                                                                                    | 14時30分                                   |                         |              |  |
| 公売保証金の納付の期限                      | 平成26 年2月25日                                                                                                                                                    | 23時00分                                   |                         |              |  |
| 公 売 保 証 金                        | 別紙のとおり                                                                                                                                                         |                                          | 見 積 価 額                 | 別紙のとおり       |  |
| 公売財産上の質権者、抵当権者等の権利の内容の申出資格その他の要件 | 公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までに、その内容を申し出てください。<br>差押財産を換価される滞納者（その依頼人を含む）及び税務職員並びに国税徴収法第108条第1項各号に該当する者は、買受人となる資格がありません。 |                                          |                         |              |  |
| 公 売 財 産 の 表 示                    | 別紙のとおり                                                                                                                                                         |                                          |                         |              |  |
| そ の 他 の 事 項                      | 「津市インターネット公売ガイドライン」(津市役所政策財務部収税課備付)のとおり                                                                                                                        |                                          |                         |              |  |

（注）公売財産の売却決定は最高価申込者に係る入札価額又は買受申込価額をもって行います。

公 売 財 産 の 表 示 、 公 売 保 証 金 及 び 見 積 価 額

| 売却区分<br>番号 | 名称、数量、性質及び所在<br>公売財産上の賃借権等の内容 | 公売保証金 | 見積価額 | その他<br>事項 |
|------------|-------------------------------|-------|------|-----------|
| TN25-27    | 別紙「公売財産概要書」のとおり               |       |      |           |

|                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 公告番号              | TN25-27                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 品名                | H19年式 スズキジムニー 10万2,834km 車検切れ                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 数量                | 1                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 登録事項等証明書<br>の記載内容 | <p>証明書発行日 平成22年3月9日</p> <p>自動車登録番号 三重 580 * * * * *</p> <p>登録年月日 平成19年3月8日</p> <p>初度登録年月 平成19年3月</p> <p>自動車の種別 軽自動車</p> <p>用途 乗用</p> <p>自家用・事業用の別 自家用</p> <p>車体の形状 ステーションワゴン</p> <p>車名 スズキ</p> <p>型式 ABA-JB23W</p> <p>乗車定員 4人</p> <p>車両重量 990kg</p> <p>車両総重量 1,210kg</p> <p>車台番号 JB23W-521178</p> <p>原動機の型式 K6A</p> <p>長さ 339cm</p> <p>幅 147cm</p> <p>高さ 171cm</p> <p>総排気量 0.65リットル</p> <p>燃料の種類 ガソリン</p> <p>前軸重 540kg</p> <p>後軸重 450kg</p> <p>自動車検査証有効期限 平成24年3月8日</p> <p>型式指定番号 12717</p> <p>類別区分番号 0004</p> |
| 特記事項              | <p>■ミッション 5速マニュアル</p> <p>■ハンドル 右ハンドル</p> <p>■車体の色 シルバー</p> <p>■走行距離 102,834km</p> <p>■引渡時保管場所 津市役所 芸濃総合支所（三重県津市芸濃町棕本6141-1）</p> <p>■引き渡し条件 車両及び装備は、代金納付時の現況有姿により引き渡します</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       | <p>■証書類 自動車検査証、自賠責証明書、リサイクル券、車両取扱説明書<br/>オーディオ説明書あり</p> <p>■鍵 スペアキー×1</p> <p>■車両等の状況</p> <p>◆集中ドアロック、ライト、ウインカー、ブレーキランプ、パワーウインドウ等動作確認済み</p> <p>◆ドアミラー 動作確認済み</p> <p>◆AM/FMラジオ、CD動作確認済み</p> <p>◆パートタイム4WD 切替動作未確認</p> <p>◆マニュアルエアコン 動作未確認</p> <p>◆タイヤ ヨコハマ GEOLANDAR H/T-S</p> <p>◆スペアタイヤ ブリジストン DUELER H/T</p> <p>◆アルミホイール</p> <p>◆ルーフレール付属</p> <p>◆キズ等</p> <p>前：運転席乗車ロステップにキズあり</p> <p>運転席側ドアノブにキズあり</p> <p>ヘッドライト、フォグランプカバーにくもりあり</p> <p>純正ルームミラーに上から社外品ミラーをかぶせてあります</p> <p>◆バッテリー上がり</p> |
| 見積価額  | 340,000円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 公売保証金 | 68,000円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |